

○内閣府令 第 号  
経済産業省令

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年経済産業省令第 号）の施行に伴い、経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 名

経済産業大臣 名

経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令

経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十四年内閣府令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p style="text-align: center;">（電気事業法施行規則の特例）</p> <p>第二条 指定地方公共団体が、法第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第二条に規定する家畜排せつ物をエネルギー源等として利用する事業をいう。以下同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請</p> |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p style="text-align: center;">（電気事業法施行規則の特例）</p> <p>第二条 指定地方公共団体が、法第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第二条に規定する家畜排せつ物をエネルギー源等として利用する事業をいう。以下同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業に係る内燃力を原動力とする火力発電設備に対する電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）<u>第四十八条第二項第四号及び第四項第四号</u>の規定の適用については、これらの規定中「十キロワット」とあるのは「二十キロワット」とする。</p> <p>2<br/>「略」</p> | <p>し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業に係る内燃力を原動力とする火力発電設備に対する電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）<u>第四十八条第二項第四号</u>の規定の適用については、<u>同号中</u>「十キロワット」とあるのは「二十キロワット」とする。</p> <p>2<br/>「略」</p> |
| <p>備考 表中の「」は注記である。</p>   |   |

## 附 則

この命令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行する。